

(件名) 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める陳情書

(陳情の趣旨)

新型コロナの感染拡大から2年以上が過ぎ、医療提供体制や保健衛生行政の強化と国民生活への支援・補償は、まさに喫緊の課題です。感染が拡大し「医療崩壊」が現実となった背景には、効率優先の医療提供体制の再編・縮小や、医療従事者の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた日本の医療・社会保障政策の誤りがあり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民のいのちを危うくしています。発熱外来には患者が押し寄せ、オミクロン株による急激な感染拡大は多くの医療従事者も感染・休業を余儀なくされ、もはや医療現場に余力はありません。

政府は、看護師、介護士、保育士など、公定価格で規定されるケア労働者の賃金引き上げを行うことを明らかにしました。ケア労働者の賃金引き上げを積極的に行うことは歓迎しますが、示された額や範囲は低額かつ限定的であり賃金改善を実感できる水準ではありません。また、看護職の処遇改善では、10月以降の診療報酬で看護職の給与3%引き上げるとしていますが、わずか+0.2%の改定率では給与1%の財源にもなりません。

今年2月からの看護職員等処遇改善事業では県内対象57医療機関中8医療機関が、「職場に分断を持ち込む」などの理由で申請していない状況であり、発熱外来を実施している地域の診療所や訪問看護が対象外となるなど、働く看護師の約4割程度しか対象にならない制度であり、政府が宣言した賃上げに繋がっていません。

また、9月まで国庫負担で行われていた看護・介護処遇改善事業が10月以降は診療報酬、介護報酬に組み込まれるため、患者・利用者負担が発生します。

国民のいのちと健康を守っている、すべての医療機関や介護事業所と、そこで働くすべての労働者の労働環境を抜本的に改善させる対策が急務です。医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者の賃金を大幅に改善できる予算措置が必要ではないでしょうか。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者を対象とした賃上げ補助を、全額国庫負担で事業所や施設に対する支援を行うこと。
2. 介護・保育・福祉などの現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じること。
3. 医療の現場で働く労働者の賃金については、OECD平均以上の水準になるよう対策を講じること。

以上